



緊急通報システム利用ガイド

(R8.8.1現在)

1. 緊急通報システムとは？

急病や事故等の緊急事態時に、発信機のボタンを押すと、自動的に消防署に通報され、直ちに救急活動が行われる機器です。

固定電話に設置するシステムですが、お手持ちのスマートフォンと接続することができる携帯電話変換装置の貸出しも行っています。
(別途自己負担あり)

＜市からの貸与品＞

- ① じしんたすけ本体
- ② 電源コード
- ③ 発信機
(腕時計型又はペンダント型)



弁償費 5,720円(税込)

弁償費

2,750円(税込)

弁償費(コード込み)

33,550円(税込)

2. 対象者

- (1) 利用者負担金が0円の方(緊急連絡システム)

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

ア 65歳以上で慢性的な心疾患等がある方で、以下①②に該当

① ひとり暮らし

② 日中又は夜間に一定時間上記①に該当

イ ひとり暮らしで、身体障がい者手帳1・2級を所持する方

- (2) 利用者負担金が月額500円の方(見守り通報システム)

市内に住所を有し、

65歳以上で慢性的な心疾患等がない方で、以下①②に該当

① ひとり暮らし

② 日中又は夜間に一定時間上記①に該当

3. 注意事項

- (1) 利用者負担金は、委託事業者が月ごとに口座引き落とし
- (2) 設置費用は無料(破損・紛失の際には弁償費を自己負担)
- (3) 電池交換(2年に1回実施)の際は、事業者から連絡・訪問
- (4) 誓約書の内容に違反した方は、利用廃止(撤去)の場合があります。
- (5) 不要になった場合は、長寿はつらつ課へ連絡し、撤去(返却)

4. 設置の流れ

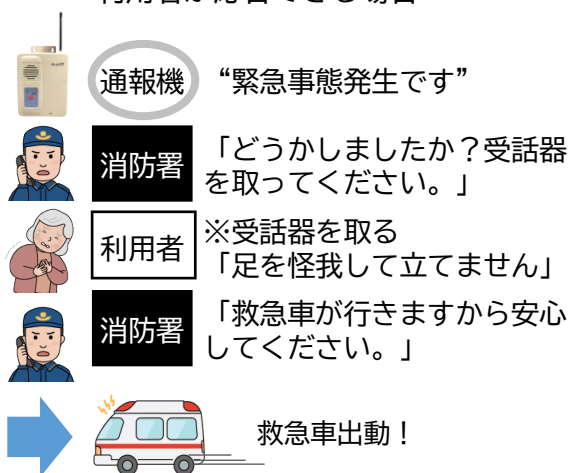
- [対象者] (1) 申請書を提出
- [市] (2) 対象者に決定通知を送付（申請書提出後約2週間で送付）
(3) 委託事業者（株式会社アルファ）に日程調整を依頼
- [事業者] (4) 対象者又は指定の連絡先に日程調整の電話連絡
※ アルファ電話番号 0120-144-294
- [事業者] (5) 対象者宅に伺い、緊急通報システムを設置
※ 発信テストを兼ねた操作方法の説明を実施
※ 対象者又は代理人の方が立ち会う必要あり
- [対象者] (6) 緊急通報システム利用開始

救急車の適正利用に御協力をお願いいたします。

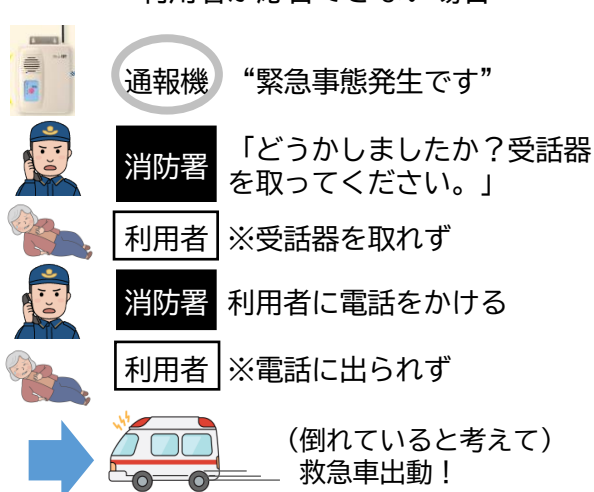
5. 通報時の流れ



— 利用者が応答できる場合 —



— 利用者が応答できない場合 —



- ※ 自宅内での使用を目的としていますので
外出の際に持ち歩いても機能しません。
- ※ 緊急時には、救助者がドアや窓などを
壊して入室する場合があります。

【問合せ先】
長寿はつらつ課
元気増進係
048-477-6890